

4年生の民法基礎演習について

対象者：2006年度以降進学者・他学士入学者・再入学者
2007年度以降本学士入学者

以下のとおりの取り扱いとする。

1. 第1類（私法コース）及び第2類（公法コース）の学生で単位未修得の者については、各自指定されたクラスの授業に参加すること。（所属クラスは4月3日（月）より掲示場へ掲示する）
2. 以下の場合に限り、クラスの変更を受け付けるので、教務係に申し出ること。

- ・火曜5限（011701C）のクラスに所属の学生が、同時限の演習に申込みをし、参加許可を得た場合。

→演習の参加許可者発表後、4月5日（水）～7日（金）までに教務係まで申し出ること。期間内に演習参加許可が発表されない場合は、発表後速やかに申し出ること。

3. 第3類の学生で単位未修得の者が履修を希望する場合は、別途、所属クラスを設定するので、4月5日（火）～7日（木）までに教務係にて受講手続をすること。期間内に手続をしない場合は受講できないので注意すること。
4. 通常の講義とは異なり、過去に受講していても再度授業を受けることが求められる。（従って、同一時間帯に行われる他の授業には一切登録ができなくなるので、注意すること。）

※授業用の教材は、教務係窓口で受け取ること。

3月16日 法学部